

マイナンバーカード特急発行について

令和6年12月2日から、マイナンバーカードの交付を速やかに受ける必要がある方を対象に、申請から最短1週間以内でマイナンバーカードを受け取れる特急発行の仕組みが開始されました。

対 象 者	特急発行の申し出期限
A.カードを初めて作る乳児（1歳未満）	1歳の誕生日の前日まで
B.国外からの転入者	国内転入後転入届をした日から30日
C.カードを紛失した旨を届け出た者	紛失届をした日から30日
D.カードを初めて作る無戸籍の者、職権消除による住所設定等新たに住民票に記載された者	本人確認書類を入手した日から30日
E.届出によって新たに住民票に記載された中長期在留者等	中長期在留者等となった場合の届出をした日から30日
F.住民票コード又は個人番号を変更（個人番号指定請求）した者	変更請求した日から30日
G.焼失、損傷、カードの機能が損なわれ、カードの再交付を求める者	損傷、カード機能が損なわれた日から30日
H.追記欄の余白が満欄になり、有効期間内に再交付を求める者	券面記載事項の変更ができなかった日から30日
I.刑事施設、少年院等に収容されていた者	本人確認書類を入手した日から30日

※特急発行の対象に当てはまらない場合は、通常の申請（申請から受取まで約1か月）となります

A、B、D、E、Fの場合

特急発行による交付申請の場合	通常の申請の場合	
マイナンバーカードの交付申請をする ※顔写真付き本人確認書類が必要 （申請受付は市民課のみです。予約してください。） ☎電話での予約（平日9時～17時30分） TEL：072-423-9751 📱スマートフォンでの予約（24時間） 次のQRコードを読み込んでください。  約1週間 ご自宅にマイナンバーカードが届く ※地方公共団体情報システム機構から直接送付（速達、簡易書留、転送不要郵便） ※個人番号は、このときに初めて確認できます（急ぎの場合は、マイナンバー入りの住民票をとってください） 次にあてはまる場合は、市民課窓口での受け取りとなります。 ・市役所での受け取りを希望する方 ・氏名または住所に代替文字への自動変換ができない外字が含まれている場合 ※紛失等により再発行の場合は、2,000円が必要	個人番号新規付番（変更） 出生届、住所異動等のお届け 約1か月 ご自宅に「個人番号通知書」と「交付申請書」が届く ※特急発行による交付申請を行わなかった場合は、約1か月後に地方公共団体情報システム機構から直接送付（簡易書留、転送不要郵便） ※個人番号は、このときに初めて確認できます（急ぎの場合は、マイナンバー入りの住民票をとってください）	個人番号新規付番（変更）の場合
	送付された「交付申請書」でマイナンバーカードの交付申請をする（申請は郵送、またはご自身でスマホからもできます。市民課での受付を希望する場合は、予約してください。） 約1か月 市役所の窓口でご本人確認の上マイナンバーカードお渡し ※紛失等により再発行の場合は、1,000円が必要	個人番号新規付番（変更）でない場合、「交付申請書」を取得していただく必要があります。支所・センターでも受付しています。